

1 背景

- 本県では、より積極的な実効性の高い計画書の策定を促すとともに、事業者のPDCAを機能させるため、事業活動における多様な取組を評価する「評価項目」を設定し、事業者の取組をS～Cまでにランク分けした上で、優れた取組（S・Aランク）についてはWebページで公表している。
- 2022年12月に策定した「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）（以下「戦略2030」という。）」において温室効果ガス削減目標の引き上げ（2030年度に2013年度比で26%減→46%減）したことや、今回の計画書制度の報告内容の見直し等を踏まえ、評価や公表のあり方について検討する必要がある。

2 全体方針

- 事業者の取組を適正に評価し、模範的な取組を進めている特定事業者を広く公表することにより、当該事業者を称えとともに、効果的で具体的な温室効果ガス排出削減対策の検討を更に促進するものとする。また、その他の多くの特定事業者の意識づけにもつなげるものとする。
- 事業者にとって、できる限り分かりやすい評価や公表内容とする。

3 検討事項

- 以下のとおり、評価項目及びランクの考え方を見直す。

評価項目の種類	評価のランク					見直しの方向性
	公表		非公表			
	S	A	B	C	—	
ア 温室効果ガス排出量 (計画期間3年間の削減量)	○	○	○	○	—	戦略2030の排出削減目標の引き上げを踏まえ、ランクの考え方を見直し
イ 削減対策	○	○	○	—	—	変更なし
ウ 先進的・先導的対策	○	○	—	—	○	脱炭素経営等に係る取組の考え方を強化
エ 再生可能エネルギー等の優先的な使用	○	○	○	○	—	新たに評価ランクを設定
オ 中長期削減目標	—	—	—	—	—	評価ランクは設定しない

※模範的・先進的（S）、優（A）、良（B）、良未満（C）、評価なし（—）

4 報告項目に係る評価のあり方について

(1) 温室効果ガス排出量（計画期間3年間の削減量）

ア 現状

- ・ 省エネ法では、エネルギー消費原単位等を中長期的にみて、年平均1%以上低減させることを求めている。
- ・ この水準を計画書制度の計画期間である3年間の平均に換算すると、約2%となることから、温室効果ガス排出量の削減率が2%以上6%未満をAランクとなるように設定している。また、Sランクの6%以上は年平均約3%以上の低減としている。

- ・ 削減率は、3年間の取組を総合的に評価するため、次の算出式により3年間の平均値でランク分けしている。

$$\text{削減率 (\%)} = \left\{ \begin{aligned} &(\text{基準年度の排出量} - \text{第1年度の排出量}) \div \text{基準年度排出量} \\ &+ (\text{基準年度の排出量} - \text{第2年度の排出量}) \div \text{基準年度排出量} \\ &+ (\text{基準年度の排出量} - \text{第3年度の排出量}) \div \text{基準年度排出量} \end{aligned} \right\} \div 3 \times 100$$

※「排出原単位」を用いる場合は、「排出量」を「排出原単位」に置き換える。

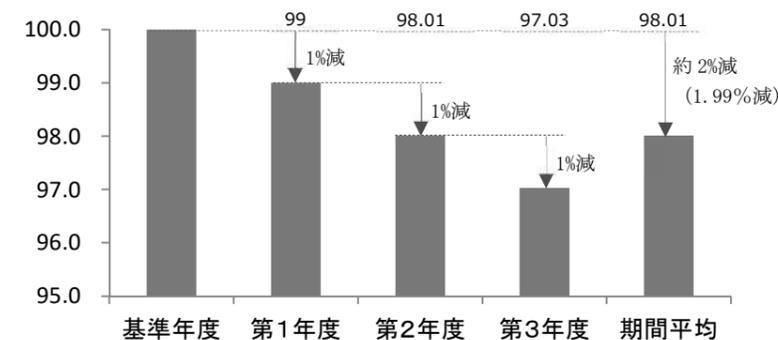


図 年度別の排出量と削減率の考え方

ランク	評価基準		
	計画書 (削減率の「目標」)	実施状況書 (第3年度) (削減率の「実績」)	ランクの数
S	6%以上	6%以上	392 (60%)
A	2%以上6%未満	2%以上6%未満	114 (17%)
B	0%以上2%未満	0%以上2%未満	32 (5%)
C	0%未満	0%未満	114 (17%)

※ 「ランクの数」は、実施状況書の評価期間が2019～2021年度の事業者の数。また、括弧は全体に占める各ランクの割合。

イ 今後の評価の考え方

- ・ 戦略2030における温室効果ガス排出量の目標（2030年度に2013年度比46%減）達成に資する削減目標を掲げた事業者は、最も評価の高いSランクに位置づける。
- ・ 改正省エネ法においても、引き続き年平均1%以上の低減を求めていることから、引き続きAランクの考え方は継続する。
- ・ ただし、削減率は、事業者にとって分かりやすいように、これまでの計画期間3年間の平均値ではなく、単純に第3年度（最終年度）の結果で評価する。

ウ 見直し後の評価の内容

- 次の算出式により削減率を算出する。

$$\text{削減率 (\%)} = (\text{基準年度の排出量} - \text{第3年度の排出量}) \div \text{基準年度排出量}$$

※「排出原単位」を用いる場合は、「排出量」を「排出原単位」に置き換える。

- 以下のとおり、第3年度（最終年度）の削減率により評価する。

ランク	計画書 (第3年度(最終年度)の (基準年度比)削減率の「目標」)	実施状況書 (第3年度(最終年度)の (基準年度比)削減率の「実績」)
S	12%以上	12%以上
A	3%以上 12%未満	3%以上 12%未満
B	0%以上 3%未満	0%以上 3%未満
C	0%未満	0%未満

< 3%及び12%の考え方 >

- 改正省エネ法と同じ年1%ずつ削減した場合、3年間で約3%減(2.97%減)となる。  
このことから3%を採用する。
- 戦略2030の「重点施策4：脱炭素型事業活動の促進」においては、「2030年度に計画書制度に基づく事業者の総排出量を2019年度比で35%削減する」を取組指標(KPI)としている。  
35%削減を削減率で換算すると年平均で約4%の削減、3年間で約12%の削減が必要となる。  
このことから12%を採用する。(従来のSランクより第3年度(最終年度)にさらに3%(12%-3%×3年)以上の削減が必要。)

< 削減率の計算方法の違いによる事業者数 >

- 計画期間(2019~2021年度)の実績では、下表のとおり、3年間の平均値ではなく、第3年度(最終年度)で評価した方がSとAランクの合計及びSランクの事業者数は多くなる傾向がある。

ランク	3年間(2019~2021年度)の 削減率の平均値で評価※	第3年度(2021年度)の 削減率で評価※
S	8%以上減 : 344 (53%)	12%以上減 : 367 (56%)
A	2%以上 8%未満減 : 162 (25%)	3%以上 12%未満減 : 149 (23%)
B	0%以上 2%未満減 : 32 (5%)	0%以上 3%未満減 : 35 (5%)
C	0%未満 : 114 (17%)	0%未満 : 101 (15%)

※ 例えば、Sランクの場合、毎年年4%で削減すると、基準年度からみた削減率は、1年度目：4%減、2年度目：約8%減、3年度(最終年度)目：約12%減、3年間の平均は約8%減((4+8+12)÷3)となる。

(2) 削減対策

ア 現状

- 省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準」※を踏まえ、以下のとおり削減対策を分類し、その対策に係る計画や実施状況の取組数等(実施率)を評価している。

分類	内容
必須対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>多くの事業所が該当する対策。</li> <li>設備や組織の運用面での対策。</li> <li>単発的ではない継続的な実施が必要な対策。</li> </ul>
基盤対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>必須対策を実施する際の基盤となるもので、必須対策の中で特に重要な対策に位置付け。</li> </ul>
自主対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>必須対策以外の対策であって、自らの排出量の削減に寄与するもの(エネルギー起源の二酸化炭素以外の物質の削減対策やエネルギー転換における削減対策が該当)</li> </ul>

※ 事業者が、エネルギーの使用の合理化等を適切に図るための計画に関し、判断の基準となる具体的な事項を国が定めたもの。

ランク	評価基準		
	計画書	実施状況書(第3年度)	ランクの数
S	該当する全ての必須対策が実施済又は実施予定	該当する全ての必須対策が実施済	253 (39%)
A	次の全てを満たす場合 ✓ 基盤対策が全て実施済又は実施予定 ✓ 次の式で算出される「実施率」が100%以上 $\text{実施率 (\%)} = (\text{実施済及び実施予定の必須対策数} + \text{自主対策の対策予定数} \times 100 / (\text{必須対策のうち該当する対策数}))$	次の全てを満たす場合 ✓ 基盤対策が全て実施済 ✓ 次の式で算出される「実施率」が100%以上 $\text{実施率 (\%)} = (\text{実施済の必須対策数} + \text{自主対策の対策実施数} \times 100 / (\text{必須対策のうち該当する対策数}))$	117 (18%)
B	上記以外の場合	上記以外の場合	282 (43%)

※1 実施率の計算に用いることができる自主対策の対策数の上限は3件

※2 「ランクの数」は実施状況書の評価期間が2019~2021年度の事業者の実績数。また、括弧は全体に占める各ランクの割合。

イ 今後の評価の考え方

- 省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準」は、改正後も大きく見直されておらず、本県が求める削減対策に変わりはないことから、見直さない。

(3) 先進的・先導的対策

ア 現状

- 特定事業者における県内事業場及び事業所が主体的に関わる取組であって、広く社会全体の地球温暖化対策に寄与する「低炭素型の技術・製品・サービスの調達や提供」などの対策について、愛知県独自に設定・評価している。
- 取組分類には、「地球温暖化対策の実施状況や排出量の情報開示」といった項目があり、既に CDP 質問書への回答や TCFD への賛同等を取組事項として記載している事業者もいる。

分類	内容
1 低炭素型の技術・製品・サービスの調達における対策	取引等において買い手の立場で調達先に作用する対策と定義する。
① 低炭素型社会の構築につながる技術・製品・サービスの調達	社会全体の地球温暖化対策への寄与を主たる目的とした調達。
② 調達時の配慮・工夫等によって、サプライチェーン（調達先）の温室効果ガス削減につながる取組	調達先の排出量削減に寄与する調達時の配慮・工夫の実施。
2 低炭素型の技術・製品・サービスの提供における対策	取引等において売り手の立場で提供先に作用する対策と定義する。
① 低炭素型社会の構築につながる技術・製品・サービスの提供	社会全体の温室効果ガスの削減に寄与する技術・製品・サービスの提供。
② 提供時の配慮・工夫等によって、サプライチェーン（供給先）の温室効果ガス削減につながる取組	提供先の排出量削減に寄与する提供時の配慮・工夫の実施。
3 その他の先進的・先導的対策	上記1～2に該当しないもの。
① 地球温暖化対策の実施状況や排出量の情報開示	特定事業者の範囲に関する情報開示。
② 従業員に対する低炭素行動（特定事業者からの排出に関わらないもの）の促進	家庭部門等の温室効果ガスの削減につながる対策。
③ 二酸化炭素の吸収源整備	植林、県内産の木材利用等。
④ 地球温暖化対策に関わる人材の育成や技術の伝承	将来的な地球温暖化対策につながることを意図した活動。
⑤ 地球温暖化対策に関わる技術の研究開発の推進	
⑥ その他温室効果ガスの削減に寄与する対策	①～⑤に該当しないもの。

ランク	評価基準		ランクの数
	計画書	実施状況書（第3年度）	
S	次の全てを満たす場合 ✓ 対策の実施予定数が5以上 ✓ 上記の対策が、1～3の分野のうち2分野以上に該当する	次の全てを満たす場合 ✓ 対策の実施数が5以上 ✓ 上記の対策が、1～3の分野のうち2分野以上に該当する	33 (5%)
A	対策を予定しているが、Sに満たない場合	対策を実施しているが、Sに満たない場合	228 (35%)
—	上記以外の場合	上記以外の場合	391 (60%)

※ 「ランクの数」は、実施状況書の評価期間が2019～2021年度の事業者の数。また、括弧は全体に占める各ランクの割合。

イ 報告に係る見直し内容

- サプライチェーン全体（Scope1～3）の取組や企業グループ全体の温室効果ガスの排出量、TCFD 提言への賛同状況など下記の内容を追加する。（第1回委員会で議論）

- サプライチェーン排出量算定・削減の取組の実施状況
- 企業グループ全体の温室効果ガスの範囲及び排出量の実績
- 気候変動関連の情報開示（TCFD）に関する情報
- その他（例：CDP 質問書への回答に関する情報等）

- 本内容については、既に先進的・先導的対策として記載している事業者もいることから、既存の先進的・先導的対策の分類や内容の欄に追加する。
- 先進的・先導的対策の分類の欄の「低炭素」を「脱炭素」に見直す。
- 次表のとおり、先進的・先導的対策の分類・内容の欄を改正する。

分類	内容
1 脱炭素型の技術・製品・サービスの調達における対策	取引等において買い手の立場で調達先に作用する対策と定義する。
① 脱炭素型社会の構築につながる技術・製品・サービスの調達	社会全体の地球温暖化対策への寄与を主たる目的とした調達。
② 調達時の配慮・工夫等によって、サプライチェーン（調達先）の温室効果ガス削減につながる取組	調達先の排出量削減に寄与する調達時の配慮・工夫の実施。
2 脱炭素型の技術・製品・サービスの提供における対策	取引等において売り手の立場で提供先に作用する対策と定義する。
① 脱炭素型社会の構築につながる技術・製品・サービスの提供	社会全体の温室効果ガスの削減に寄与する技術・製品・サービスの提供。
② 提供時の配慮・工夫等によって、サプライチェーン（供給先）の温室効果ガス削減につながる取組	提供先の排出量削減に寄与する提供時の配慮・工夫の実施。
3 その他の先進的・先導的対策	上記1～2に該当しないもの。
① サプライチェーン全体の排出量の見える化につながる取組	・ サプライチェーン全体の排出量（Scope1～Scope3 排出量）の算定の実施。
② 地球温暖化対策の実施状況や排出量の情報開示	・ 企業グループ全体の地球温暖化対策や排出量に関する情報開示。 ・ TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）開示。 ・ CDP 質問書を通じた情報開示。 ・ その他気候変動に関わる情報開示の実施。
③ 従業員に対する脱炭素行動（特定事業者からの排出に関わらないもの）の促進	・ 家庭部門等の温室効果ガスの削減につながる対策。
④ 二酸化炭素の吸収源整備	・ 植林、県内産の木材利用等。
⑤ 地球温暖化対策に関わる人材の育成や技術の伝承	・ 将来的な地球温暖化対策につながることを意図した活動。
⑥ 地球温暖化対策に関わる技術の研究開発の推進	
⑦ その他温室効果ガスの削減に寄与する対策	・ ①～⑥に該当しないもの。

ウ 今後の評価の考え方

- 現状、Sランクの事業者は5%に留まっているため、評価基準の見直しは行わない。

(4) 再生可能エネルギー等の優先的な使用

ア 現状

- 報告・評価項目としていない。

イ 報告に係る見直し内容

- 改正省エネ法と合わせて、再生可能エネルギー等の優先的な使用に関する目標を計画書及び実施状況書に追加する。

具体的には、「使用電気全体に占める再生可能エネルギー等由来の電気の使用の割合」及び「再生可能エネルギー等由来の電気も含めた再生可能エネルギー等の使用の割合等」について、計画書及び実施状況書を提出させる。

なお、「再生可能エネルギー等由来の電気も含めた再生可能エネルギー等の使用の割合等」において、省エネ法において定量目標の目安を定めることとなっている製鉄業等5業種以外の設定は任意とする。(第1回委員会で議論)

ウ 今後の評価の考え方

- 「使用電気全体に占める再生可能エネルギー等由来の電気の使用の割合」は、その導入割合に応じて評価する。
- 2030年度の国の電源構成を踏まえ、評価ランクを設定する。

<2030年度における電源構成(発電電力量(kWh)の構成割合)>  
 水素・アンモニア：1%程度、再エネ：36~38%、原子力：22~20%、火力：41% (出典：2030年度におけるエネルギー需給の見通し(関連資料)(令和3年10月資源エネルギー庁))

- 任意の報告としている「再生可能エネルギー等由来の電気も含めた再生可能エネルギー等の使用の割合等」は、様々な設定が考えられ、一概に評価することが難しいことから、評価(ランク付け)はしない。
- 再生可能エネルギーの導入対策は、以下のような対策が考えられ、どのような対策であっても導入目標の達成に差異はないことから、評価(ランク付け)はしない。

<再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る目標の達成に考えられる対策例>  
 再生可能エネルギー設備の設置、再エネフリー電気の調達、グリーン電力証書の購入 等

エ 見直し後の評価の内容

- 以下のとおり、「使用電気全体に占める再生可能エネルギー等由来の電気の使用の割合」により評価する。

ランク	計画書 (2030年度における「目標」)	実施状況書(第3年度) (2030年度の目標を踏まえた「実績」)
S	60%以上	別表のSランク値以上
A	40%以上 60%未満	別表のAランク値以上 Sランク値未満
B	22%以上 40%未満	22%以上別表のAランク値未満
C	22%未満	22%未満

<評価基準の別表>

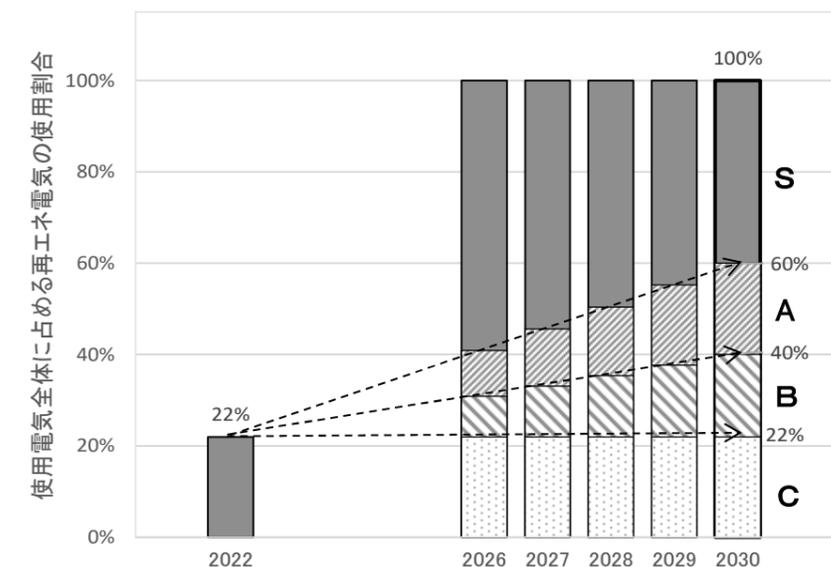
第3年度	2026	2027	2028	2029	2030
Sランク	41%	46%	50%	55%	60%
Aランク	31%	33%	35%	38%	40%

<22%、40%及び60%の考え方>

- 2022年度時点の国内の再生可能エネルギーの導入割合(速報値)は、21.7%である。このことから、22%を採用する。
- 2030年度における再生可能エネルギー及び水素・アンモニアの電源構成割合を足すと、37~39%となる。このことから、40%を採用する。
- 全電源から火力発電を除くと59%となる。このことから、60%を採用する。

<実施状況書の評価基準の考え方>

- S・Aランクについては、2022年度時点の国内の再生可能エネルギーの導入割合(速報値)(約22%)から、2030年度の目標(60%又は40%)まで直線的に導入割合が増加すると仮定した場合の各年度の導入割合以上とする。
- Bランクは、2022年度時点の国内の再生可能エネルギーの導入割合(速報値)(約22%)程度以上とする。



(5) 中長期の削減目標

ア 現状

- ・ 報告・評価項目としていない。

イ 報告に係る見直し内容

- ・ 中長期(2030年度頃)の削減目標(SBTを含む。)等を計画書に追加する。また、温対法では任意とされていることから、同様に任意とする。(第1回委員会で議論)
- ・ なお、第1回委員会で実施状況書にも追加するとしていたが、3年間の目標の達成状況やその主な要因等を既に報告をいただいているため、改めて中長期の削減目標に係る実施状況書の提出は求めない。

ウ 今後の評価の考え方

- ・ 計画期間3年間の削減目標及び削減量は3(1)のとおり評価を行うこと、計画書の中長期の削減目標のみで評価し、結果は3(1)で評価することは不合理である。
- ・ このため、評価はしない。なお、記載内容は5-2(2)のとおり全て公表することとしたい。

5-2 新たに追加する報告項目及び評価項目

(1) 再生可能エネルギー等の優先的な使用

ア 報告項目

- ・ 「使用電気全体に占める再生可能エネルギー等由来の電気の使用の割合」は、改正省エネ法では非公表になっている。  
既に公表している温室効果ガス排出量(エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量)と組み合わせることで電気使用量が推察できる可能性があり、事業活動情報に直結する情報になり得る。  
このことから、公表しない。

イ 評価項目

- ・ 従来の計画書制度で公表している項目と同様、Sランク及びAランクのみ公表する。

[公表のイメージ]

評価項目の種類	評価ランク
再生可能エネルギー等の優先的な使用	Sランク

※評価ランクは、各評価項目の評価結果がS又はAの場合に表示されます。

(2) 中長期削減目標

- ・ 中長期削減目標は、温対法でも公表される。  
このことから、公表する。

▶ 計画書(中長期削減目標)

基準年度	目標年度	基準年度比削減率
2013年度	2030年度	46%減
—	2050年	カーボンニュートラル

5 公表のあり方について

5-1 従来の報告項目及び評価項目

(1) 現状

- ・ 公表の状況は、下表のとおりである。

		計画書	実施状況書
一般事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氏名又は名称・住所、県内の主たる工場等の名称・所在地、主たる事業の業種</li> <li>・ 基準年度の温室効果ガス別の排出量、補正後の排出量</li> <li>・ 基準年度及び計画期間、排出の量の削減等に係る目標</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氏名又は名称・住所、県内の主たる工場等の名称・所在地、主たる事業の業種</li> <li>・ 実績年度の温室効果ガス別の排出量、補正後の排出量</li> <li>・ 実施年度、基準年度及び計画期間、排出の量の削減等に係る目標の達成状況</li> </ul>
評価項目	温室効果ガス排出量	・ 事業者名・評価ランク	・ 事業者名・評価ランク
	削減対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者名・評価ランク</li> <li>・ 自主対策の実施内容・検討内容、実施年度、実施工場等及び削減効果</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者名・評価ランク</li> <li>・ 自主対策の実施内容、実施年度、実施工場等及び削減効果</li> </ul>
	先進的・先導的対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者名・評価ランク</li> <li>・ 実施内容、実施年度及び削減効果</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者名・評価ランク</li> <li>・ 実施内容、実施年度及び削減効果</li> </ul>

※ 評価結果の内容が公表されるのは、各項目ごとにS又はAの事業者のみ。

(2) 今後の公表の考え方

- ・ 事業者の不利益にならない範囲で事業者の取組を公表することで、地球温暖化対策に対する当該事業者の姿勢を対外的に明らかにするとともに、他社が地球温暖化対策を検討する際の参考になると考えられる。
- ・ このことから、引き続き公表する。